

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 5 2 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 2 年 5 月 29 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象
議会事務局

第 2 監査の期間
令和 2 年 4 月 15 日（水）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

主に平成 30 年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。

- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
 - ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
- ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
- 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

主に監査の対象とした平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指導事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

(1) 契約事務について

予定価格が、契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。

【指導事項】

(1) 契約事務について

平戸市議会本会議及び委員会中継システム運用業務の検査調書に記載誤りが散見されたほか、議会会議録検索システム用データ作成業務については、仕様書が業務内容に見合ったものとなっていなかったため、適正な事務処理に努められたい。

(2) フェリーチケットの受払簿について

大島フェリーチケットについては、受払簿の残高とチケット残数が一致していなかったため、適正な管理に努められたい。

第6 　むすび

議員の政務活動費の執行については、関係例規及び申し合わせ事項に基づき適正に処理されていた。一方、政務活動費の交付の方法については、会派別に、4月1日付けで1人当たり年額に当該会派所属議員数を乗じた額で交付申請を受付し、概算払いで一括交付がなされているが、交付した全額を年度末に返還した事例も見受けられた。そのため、必ずしも4月1日付けをもって全会派から交付申請をさせるのではなく、必要な時期に申請を受け付け、一括概算払いをすることで、会派にとっても資金を管理する期間が短くて済み、財源の有効活用も図られると思われる。

また、政務活動届出書及び政務活動報告書は、会派代表者及び報告書作成責任者の連名をもって議長に提出されているが、複数の会派で活動を行った場合、各会派代表者の連名はあるものの、報告書作成責任者が1名のみの記名となっているものが見受けられた。複数会派で活動を行った場合は、各会派の報告書作成責任者の連名が必要であると思われる。

<参考>監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの